

第5 その他資料

1	異常現象の範囲について（通知）（昭和59年7月13日 消防地第158号） （改正：平成24年3月30日 消防特第62号） …	148
2	防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について （平成19年3月20日 消防特第34号） ……	149
3	石油コンビナート地帯における航空機事故による産業災害の防止について （昭和56年9月18日 消防地第255号） …	200
4	石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について（通知） （平成25年3月28日 消防特第47号） ……	206
5	気象庁震度階級関連解説表 ……	216
6	東海地震に係る警戒宣言発令時の特定事業所の対応について ……	217
7	東海地震に係る地震防災対策強化地域 ……	219
8	津波浸水予測図（平成24年4月 東日本大震災千葉県調査検討専門委員会） ……	220
9	液状化しやすさマップ（平成24年4月 東日本大震災千葉県調査検討専門委員会） ……	221
10	特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き（平成23年11月） ……	222
11	東北地方太平洋沖地震での石油タンク被害に係る調査結果について （消防庁消防研究センター） ……	240
12	千葉県石油コンビナート等防災本部主唱訓練の沿革 ……	246
13	石油コンビナート防災体制に係る自衛防災組織及び共同防災組織の現況 ……	248
14	防災関係機関一覧表 ……	260
15	石油コンビナート等特別防災区域協議会 ……	265
16	共同防災組織 ……	266
17	その他 ……	266

1 異常現象の範囲について（通知）

昭和59年7月13日 消防地第158号 消防庁地域防災課長
改正：平成24年3月30日 消防特第62号 消防庁特殊災害室長

特定事業所における異常現象の発生について、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条の規定に基づく迅速かつ適確な通報を徹底するため、異常現象の範囲を下記のとおり定めたので、通知する。

貴職におかれては、異常現象の範囲について、下記に基づき石油コンビナート等防災計画に明示するとともに、特定事業所に係る防災規程に定めるよう指導されたい。この場合、当該特別防災区域又は当該特定事業所の状況に応じて、さらに具体的に定めて差し支えないものである。

なお、下記の異常現象の範囲については通商産業省との間で了解が為されたものである。

おって、管下市町村に対しても、この旨通知のうえ、遺憾のないようよろしく御指導願いたい。

記

1 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

2 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの。

3 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収、除去を除く。）を必要としない程度のもを除く。

(1)施設または設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

(2)発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

4 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破損、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれが無くなったものを除く。

5 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2 防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について

平成19年3月20日
消防特第34号
消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第353号）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第159号）がそれぞれ平成17年12月1日に施行され、特定事業者による大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤（以下「大容量泡放射システム」という。）の配備が平成20年11月30日までに義務づけられたことから、大容量泡放射システムを広域共同防災組織において配備した場合の「広域共同防災規程の作成指針及び概説」については、「広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説等について」（平成19年1月26日付け消防特第10号）により既に示したところです。

このたび、大容量泡放射システムを自衛防災組織又は共同防災組織において配備した場合について、新たに「防災規程の作成指針及び概説」及び「共同防災規程の作成指針及び概説」を別紙1及び別紙2のとおり作成しましたので、下記の事項にも留意し、執務上の参考にするとともに、貴道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようよろしくお願ひします。

また、従来から特定事業所の作成する防災規程及び共同防災規程については、「防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について」（平成16年11月30日付け消防特第227号 以下「227号通知」という。）を参考とし指導していただいているところですが、内容についてより適切な表現にするため別紙3及び別紙4のとおり一部を修正しましたので、執務の参考にするとともに、貴道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようよろしくお願ひします。なお、これに伴い、227号通知は廃止します。

1 大容量泡放射システムを自衛防災組織又は共同防災組織において配備した場合の防災規程等について

自衛防災組織に大容量泡放射システムを配備した場合の当該自衛防災組織の防災規程の作成指針及び概説を別紙1に、大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の共同防災規程の作成指針及び概説を別紙2に示すので参考のこと。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅰ 防災規程」のB、E事業所の防災規程、「Ⅱ 共同防災規程」の大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の共同防災規程についての作成指針及び概説を指す。

2 大容量泡放射システムの配備に伴う関係防災組織の防災規程への追加事項について

大容量泡放射システムの配備に伴い、新たに関係する自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の各防災組織間の関係を各防災規程において明確にしておく必要があることから、今回示した防災規程等の作成指針及び別紙5に示す「特定事業者における防災組織間の関係」を参照し、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等、必要な事項を関係防災組織の防災規程に追加記載するよう特定事業者を指導すること。

例) ・別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅱ 共同防災規程」のF事業所の自衛防災組織の防災規程には、大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にするために、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等について記載する必要がある。

・別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅲ 広域共同防災規程」のF事業所の自衛防災組織の防災規程には、共同防災組織3及び広域共同防災組織との関係を明確にするために、指揮命令系統、活動に関する連携、連絡体制及び連携訓練等について記載する必要がある。

3 大容量泡放射システムの配備が必要ない自衛防災組織の防災規程について

直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクが所在しないような、大容量泡放射システムの配備が必要ない特定事業所の自衛防災組織の防災規程の作成指針及び概説について別紙3に示すので参考にすること。

なお、当該自衛防災組織の防災規程の作成指針は、227号通知における防災規程の作成指針及び概説をより適切な表現にするための一部修正であることから、当該特定事業者が防災規程を修正する場合等の参考資料として活用されたい。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅰ 防災規程」のA、C、D事業所の防災規程についての作成指針及び概説を指す。

4 大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織以外の共同防災組織の防災規程について

大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織以外の共同防災組織の共同防災規程の作成指針及び概説について別紙4に示すので参考にすること。

なお、当該共同防災組織は、構成事業所に大容量泡放射システムの配備を要する事業所があり、当該構成事業所が大容量泡放射システムを備え付けるために別に共同防災組織を設置している場合は、上記2に示したとおり当該共同防災組織との関係を明確にする必要があるので留意されたい。

※ 別紙5「特定事業者における防災組織間の関係」における「Ⅱ 共同防災規程」の共同防災組織1、2、3の共同防災規程についての作成指針及び概説を指す。

特定事業所が作成する防災規程及び共同防災規程については、「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」（平成19年3月20日付け消防特第34号、以下「第34号通知」という。）を参考として指導いただいているところです。

今般、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号）が平成26年10月14日に公布され、災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することが、防災規程に定めなければならない事項として新たに追加されたことにより、下記のとおり第34号通知の一部を修正しました。

また、併せて、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日付け消防特第63号）や「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日付け消防特第62号）等、第34号通知以降に発出した通知等（以下「既発の通知等」という。）を踏まえた見直しを行いました。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 今般の省令改正により防災規程に定めなければならない事項として新たに追加された事項について

災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」に新たに「第8章 災害の現場における情報提供」を追加したこと（別紙1及び別紙3）。

2 既発の通知等を踏まえた見直しについて

（1）特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策、津波対策の推進について

「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日付け消防特第63号）等に規定する特定防災施設等及び防災資機材等の応急対策等に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」、「共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）」、「防災規程作成指針及び概説」及び「共同防災規程作成指針及び概説」の「第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備」に、新たに追加したこと（別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4）。

（2）異常現象の発生時における迅速な通報の確保等について

「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日付け消防特第62号）に規定する異常現象の迅速な通報確保の方策を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の「第7章 異常現象に対する措置」の内容の見直しを行ったこと（別紙1及び別紙3）。

（3）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正等に伴う文言の修正について

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第87号）の施行により「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改められたこと等を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の文言の修正等を行ったこと（別紙1及び別紙3）。

防災規程作成指針及び概説（大容量放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）

防災規程作成指針	
第1章 総則	
1 目的	石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に關して必要な事項を定め、災害の発生又は拡大の防止を図ることを目的とすること。
2 用語の定義	用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。
3 適用範囲	防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。
4 遵守義務	防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、防災要員及び防災要員を補助する要員（以下「防災要員等」という。）は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。
5 他規程との関係	この規程のほか、事業所において火災、その他の災害を防止するため、他の法令の規定により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。
6 細則への委任	この規程の実施に關して、必要な細則を定め委任することができること。
7 規程の改廃等	この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。 (1) 防災管理者 (2) 副防災管理者 (3) 防火管理者 (4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者 (5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者 (6) その他、特定事業者が予め指名する者

防災規程作成指針の概説	
第1章 総則	
1 目的	特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようしておくためである。
2 用語の定義	法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。
3 適用範囲	一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によつて認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。
4 遵守義務	規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、防災要員及び防災要員を補助する要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。
5 他規程との関係	事業所の防災管理に關して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによつて、本規程の運用上これを準用できる。
6 細則への委任	本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。
7 規程の改廃等	防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たつて参画すべきを予め定め、実施の円滑と実行を期せうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

防災規程作成指針	
第2章 自衛防災組織	
1 自衛防災組織の組織等	
(1) 自衛防災組織の名称	自衛防災組織の名称を定めること。
(2) 自衛防災組織の編成	防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第12条の7に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第27条の2に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第10条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めるとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。
(3) 共同防災組織等との関係	共同防災組織を設置している場合は、共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。
(4) 自衛防災組織の強化	特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。
2 防災資機材等及び防災要員等の配置	
(1) 防災資機材等	防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合に、配置図等で明示すること。
(2) 防災要員	防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できること。
(3) 防災要員を補助する要員	防災要員で迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合は、防災要員を補助する要員を配置できること。
3 自衛防災組織の業務の外部委託	自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。
(1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項	(法人にあっては、名称及び事務所の所在地)
(2) 委託業務内容に関する事項	① 委託業務の具体的な内容 ② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関する事項 ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について

防災規程作成指針の概説	
第2章 自衛防災組織	
1 自衛防災組織の組織等	
(1) 自衛防災組織の名称	自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。
(2) 自衛防災組織の編成	組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。
(3) 共同防災組織等との関係	共同防災組織を設置している場合は、自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表示し明確にしておく必要がある。
(4) 自衛防災組織の強化	特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有していることから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。
2 防災資機材等及び防災要員等の配置	
(1) 防災資機材等	防災資機材等（大型化学消防車等の消防車両、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、資機材を移動・設置及びホースを展開するために必要な資機材、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、泡消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるように配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。
(2) 防災要員	防災要員にあっては、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
(3) 防災要員を補助する要員	防災要員を補助する要員にあっては、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
3 自衛防災組織の業務の外部委託	自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。
(1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項	個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。
(2) 委託業務内容に関する事項	委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

防災規程作成指針	
第3章 防災管理者等の職務	
1 防災管理者等の職務	
(1) 防災管理者の職務	事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置を行うとともに、防災要員等を指揮監督する等の必要な職務を定めること。
(2) 副防災管理者の職務	防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。
(3) 防災要員等の職務	防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に防災要員を補助する要員及び事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。 また、指揮者を必要とする場合は指揮者、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する者（以下「統括者」という。）を指定し、その者に防災要員等を指揮監督させる規定を定めること。
2 防災管理者等の代行	防災管理者、副防災管理者、指揮者及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。 また、補助要員を置いている場合には、同様に予め代行者の指名をすること。

防災規程作成指針の概説	
第3章 防災管理者等の職務	
1 防災管理者等の職務	
(1) 防災管理者の職務	防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要な決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。
(2) 副防災管理者の職務	副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。 また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数指名されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。
(3) 防災要員等の職務	大型化学消防車等を用いて防災活動を行う防災要員の中から、指揮者を指定する。また、大容量泡放水砲等を用いて防災活動を行う防災要員等の中から、統括者を指定する。指定された指揮者及び統括者は、防災要員等を指揮監督するとともに、事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、防災要員等の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 特定防災施設等の点検 ② 防災資機材等の点検 ③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動 ④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務 また、防災要員等は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体制を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 ④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。 上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員等は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することも、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災要員等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。 (1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うとともに、権限委譲について定めること。 (2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。 (3) 指揮者、統括者、機関員及び防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに留意する必要がある。また、補助要員を置いている場合には、予め代行者の指名をする必要がある。 (4) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。

防災規程作成指針	
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備	
1 特定防災施設等と防災資機材等	
特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。	
2 防災のための施設等	
事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。	
3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等	
特定事業所の被害発生の評価に基づき、必要な応急対策等を定めること。	

防災規程作成指針の概説	
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備	
1 特定防災施設等及び防災資機材等	
特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。	
2 防災のための施設等	
特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。	
3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等	
特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。また、消火用屋外給水施設、流出防油堤等はその多くが高度成長期に整備され長期経過しており、地震時等においてもその機能を発揮する耐災資機材等に係る地震対策及び津波対策等において、応急対策等においては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）における「石油コンビナート等における防災対策の影響評価等に係る調査研究会報告書」及び「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（平成26年3月31日消防特第49号・消防危第84号）を参考とすること。	

防災規程作成指針

第5章 特定防災施設等の点検

1 点検基準

特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。

- (1) 点検実施責任者及び点検実施者
- (2) 点検項目
- (3) 点検方法
- (4) 点検周期
- (5) 点検結果

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。

3 記録の保存

点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。

4 特定防災施設等の工事管理

特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。

防災規程作成指針の概説

第5章 特定防災施設等の点検

1 点検基準

特定防災施設ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。

- (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、各特定防災施設ごとに点検実施者を定める。
- (2) 点検の項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第15条第1項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。
- (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。
 - ① 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、脱着、異常音又は操作上障害となる物が無いかどうか等を点検するものとする。
 - ② 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。
 - ③ 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を作動させ判別できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。

なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。

- (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。

- (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。

3 記録の保存

点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するよう定めておく必要がある。

4 特定防災施設等の工事管理

特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法並びに消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるよう定めておく必要がある。

防災規程作成指針

第6章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。

- (1) 点検実施責任者及び点検実施者
- (2) 点検項目
- (3) 点検方法
- (4) 点検周期
- (5) 点検結果

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。

3 記録の保存

点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

防災規程作成指針の概説

第6章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。

- (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。
- (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
- (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。

また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。

- (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的を実施する。

- (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。

3 記録の保存

点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

防災規程作成指針

第7章 異常現象に対する措置

1 災害に対する通報等

出火、石油等の漏えい、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。また、通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合は、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。

- (1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならぬことを定めること。
- (2) 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。
 - ① 通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。
 - ② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。
 - ③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。
- (3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。

2 防災要員等への出場指示等

異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員等の出場等について定めること。

- (1) 防災要員等への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。
- (2) 防災要員等への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。
- (3) 防災要員等の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。

防災規程作成指針の概説

第7章 異常現象に対する措置

1 災害に対する通報等

- (1) 異常現象に該当する事案を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるものを全てを直ちに通報することを定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の要否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。

- (2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。

事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報する体制、通報担当部署や通報担当者を定め、異常現象を発見した者は直ちに当該通報担当部署へ連絡を行い、通報担当部署から消防機関等へ通報する体制等を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。また、夜間、休日の通報担当部署及び通報担当者を並びに通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。

なお、異常現象と認識しているにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合は、異常現象を認識した時点で通報する体制とすること。また、従業員（協力会社の従業員を含む）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れることや、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることの無いようにすること。

この他、通報体制の構築に係る詳細については、「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日消防特第62号）における別紙1「異常現象発生時における通報ガイドライン」を参考とすること。

- (3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。

2 防災要員等への出場指示等

- (1) 事業所によっては、防災要員等が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、防災要員等への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。

- (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。

- (3) 防災要員等が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。

- ① 指揮者、統括者及びその他の防災要員等は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
- ② 機関担当の防災要員等には、防災資機材等の操作に熟達させるとともに、防災資機材等や消防車の積載器具の整備・点検を実施させること。
- ③ 防災要員等が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。

防災規程作成指針

3 自衛防災組織の活動

石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。

- (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。
- (2) 大容量泡放水砲等を用いた防災活動を行う防災要員等の、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確にすること。
- (3) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。
- (4) 防災資機材の調達方法について定めること。
- (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。

4 書類等の整備

非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。

- (1) 事業所の施設の配置図
- (2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類
- (3) 防災資機材等の関係書類
- (4) その他、必要な書類及び図面

① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。

ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。

イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとする。

② 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

防災規程作成指針の概説

④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員等が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。

3 自衛防災組織の活動

自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごと」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。

大容量泡放水砲を活用した防災活動については、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年3月23日消防特第31号）第四に基づき警防計画及び警防活動計画を作成し付属書として添付する必要がある。なお、警防計画等には、導入される大容量泡放水砲等の適合性について確認できる資料が添付されている必要がある。

(1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。

(2) 大容量泡放水砲等を用いた防災活動は、複数の資機材により構成されていること及び防災活動に係わる防災要員等の人数が多くなることから、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確に定めておく必要がある。

(3) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。

(4) 災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。

(5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。

4 書類等の整備

災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から防災要員等に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

防災規程作成指針

第8章 災害の現場における情報提供

1 情報提供の体制

災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員（先着消防隊等）から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制（手順を含む。）が明確に記載されていること。

(1) 情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。

(2) 夜間、休日における情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。

(3) 情報提供担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。

(4) 情報提供担当部署及び情報提供担当者に迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築すること。

2 情報提供の内容

前記体制にて情報提供が必要になると考えられる情報をあらかじめ定めおくことが望ましい。

防災規程作成指針の概説

第8章 災害の現場における情報提供

1 情報提供の体制

災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期の鎮圧、さらには、二次災害防止のため、特定事業所における情報提供は必要不可欠であることから、事業所の実情に応じ、要求があった場合に情報集約する手順を定め、迅速かつ適切に先着消防隊等に必要な情報を伝える体制を具体的に構築する必要がある。情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者であるが、情報提供が迅速かつ適切に行われることを事業実施の統括管理者が確認できる場合においては、情報提供担当者に行わせることができる。

また、夜間、休日の情報提供担当部署及び情報提供担当者並びに情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めおく必要がある。

加えて、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報が、情報提供担当部署及び情報提供担当者にとっても引き続き迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築するとともに、その手順を定めること。その際、事業所内で必要以上に多くの部署を経由すること等により、情報提供担当部署及び情報提供担当者への情報集約が遅れることの無いよう留意すること。

2 情報提供の内容

災害の現場において、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報を事前に想定しておくことが望ましい。応急対策を行うため説明が必要となる情報としては次のようなものが考えられるが、その事業所の特性に応じて説明すべき情報を検討する必要がある。

- (1) 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況
- (2) プラントの温度や圧力（通常時、発災時）
- (3) 取扱物質や中間生成物の情報
- (4) 消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等）
- (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等
- (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性

防災規程作成指針

第9章 防災教育

1 防災教育の実施

教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (3) 防災資機材等の内容と取扱方法
- (4) 特定防災施設等の内容と取扱方法
- (5) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (6) 取扱い危険物等の性質及び性状
- (7) その他必要な事項

2 記録の保存

教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説

第9章 防災教育

1 防災教育の実施

特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。

(1) 防災意識の高揚

- ① 公共の安全確保の重要性
- ② 防災保安に対しての社会情勢
- ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
- ④ 災害事例を踏まえた教訓
- ⑤ 防災体制、保安管理の強化

(2) 関係法令及び諸規程の周知徹底

- ① 関係法令等うちの必要事項
- ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項

(3) 防災資機材等の内容と取扱方法

- ① 防災資機材等の種類、数量、配置場所、性能
- ② 取扱手順や注意事項等

(4) 特定防災施設等の内容と取扱方法

- ① 大容量泡放水砲用屋外給水施設及び消防車用屋外給水施設の位置、構造、性能
- ② 流出油等防止堤の位置、構造
- ③ 取扱手順や注意事項等

(5) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況

- ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要
- ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要
- ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要

(6) 取扱い危険物等の性質及び性状

- ① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質
- ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性

(7) その他必要な事項には、事業所において必要となる教育について記載するものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針

第10章 防災訓練

1 防災訓練の実施

訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。

- (1) 緊急停止・措置訓練
- (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練
- (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練
- (6) 公設消防隊、共同防災組織との連携訓練
- (7) その他必要な訓練

2 記録の保存

訓練記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説

第10章 防災訓練

1 防災訓練の実施

(1) 緊急停止・措置訓練

防災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づき停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等）

(2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。

- ① ホース延長訓練、ポンプ操法、大容量泡放水砲等の操法、放水訓練又は泡放射訓練
- ② 車両の積載品取扱訓練
- ③ 資機材の不調、故障時の措置訓練

(3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。

- ① 事業所内の通報訓練
- ② 共同防災組織等及び関係事業所間の通報訓練
- ③ 通報から出場までの訓練

(4) 避難訓練

事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練

(5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練を実施すること。

(6) 公設消防隊や共同防災組織との連携訓練を実施すること。

(7) その他必要な訓練

防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。

その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針

第11章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所

事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること
- 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること
- 3 警戒宣言が発せられた場合の対応
- 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説

第11章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所

大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。

なお、この章の作成にあたっては、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」(昭和54年12月21日消防庁震災対策指導室(長内かん))及び「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」(平成15年12月12日消防第242号)も参考とすること。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること
 - (1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。
 - (2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。
- 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること
 - (1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。
 - (2) 米倉等に対する避難場所の伝達について定めること。
 - (3) 事業所内の集合場所について定めること。
 - (4) 避難場所(避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。)及び避難方法を適正に定めること。
 - (5) 避難経路図を備え付けること。
- 3 警戒宣言が発せられた場合の対応
 - (1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。
 - ① 警戒本部の設置及び体制の整備
 - ② 応急対策の内容と伝達要領
 - (2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。
 - ① 応急対策要員の動員方法
 - ② 応急対策要員の勤務方法(長期間を想定したもの)
 - (3) 応急対策の実施に関すること。
 - ① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言ごとの応急対策の内容。
(各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。)
 - ② 任務と責任の明確化
 - ③ 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。
 - ④ 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 4 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
 - (2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。
 - (3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練
- 5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること
 - (1) 教育に関して次のことを定めること。
 - ① 年間計画での実施回数
 - ② 予想される地震動等に関する知識
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - ⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項
 - ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題
 - (2) 広報に関して次のことを定めること。
 - ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ② 正確な情報の入手方法
 - ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ④ 各地域における避難対象地区に関する知識
 - ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

防災規程作成指針

第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所

- 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
- 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説

第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてることで、迅速・的確な行動が確保できるよう次に掲げる事項を定める必要がある。

なお、この章の作成にあたっては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について（平成26年6月27日消防予第263号・消防危第177号・消防特第128号・消防災第205号）における別紙「南海トラフ地震防災規程の作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引について」（平成26年6月27日消防災第204号）も参考とすること。

- 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
 - (1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。
 - (2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。
 - (3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。
 - (4) 事業所内の集合場所について定めること。
 - (5) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。
 - (6) 避難経路図を備え付けること。
- 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
 - (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。
 - (3) 前(1)、(2)を統合した総合訓練の実施を定めていること。
 - (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。
- 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること
 - (1) 教育に関して次のことを定めること。
 - ① 年間計画での実施回数
 - ② 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合に具体的なことるべき行動に関する知識
 - ⑤ 従業員等が果たすべき役割
 - ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題
 - (2) 広報に関して次のことを定めること。
 - ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ② 正確な情報の入手方法
 - ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ④ 各地域における避難対象地域に関する知識
 - ⑤ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

防災規程作成指針	
<p>第13章 雑則</p> <p>1 違反者に対する措置 防災規程に違反したものに對する措置について定めること。 (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処 分等)</p> <p>① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。</p> <p>2 表彰 防災業務に對しての功勞が認められる者に對しての表彰について定めること。</p> <p>3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員等の変更については、その都度、届出する よう明記すること。</p> <p>附則 この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第13章 雑則</p> <p>1 違反者に対する措置 防災管理者、副防災管理者及び防災要員等が防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは は教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を定めること。</p> <p>2 表彰 防災要員等及び従業員に對し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功勞が認められた場合は表彰を 行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。</p> <p>3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員等の変更については、その都度、届出する よう定めること。</p>	

共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）

共同防災規程作成指針	共同防災規程作成指針の概説
<p>第1章 総則</p> <p>1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。</p> <p>2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。</p> <p>3 適用範囲 この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。</p> <p>4 遵守義務 構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）及び共同防災要員を補助する要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。</p> <p>5 他規程との関係 この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。</p> <p>6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。</p> <p>7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 目的 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては防災資機材に係る防災教育・訓練、日常点検や整備等の業務、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を定めておくことにより、共同防災組織が行うべき業務を的確に実施することができるようにしておくためである。</p> <p>2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。</p> <p>3 適用範囲 共同防災組織は、構成事業所が一体となって活動すること、その効果が期待されることとなる。また、共同防災要員が構成事業所内での活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。</p> <p>4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。</p> <p>5 他規程との関係 この規程は共同防災組織に関するものであるので、構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。</p> <p>6 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。</p> <p>7 規程の改廃等 共同防災規程は、事業の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たっては、参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。</p> <p>なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。</p>

共同防災規程作成指針

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織の名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。
 - (3) 共同防災組織の編成
共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。
 - (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係
各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係を明確にすること。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配置するとともに、配置図等で明示すること。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。
 - (3) 共同防災要員を補助する要員
共同防災要員で迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合は、共同防災要員を補助する要員を配置できるよう定めること。
- 3 共同防災組織の業務の一部を外部委託
 - (1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項
共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。
（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 委託業務内容に関する事項
 - ① 委託業務の具体的な内容
 - ② 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領
 - ③ 受託者の業務の実施要領
 - ア 平常時の場合
 - イ 災害発生時の場合
 - ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関する事項
 - ア 教育・訓練の意義と責任について
 - イ 教育・訓練計画の作成について

共同防災規程作成指針の概説

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。
 - (3) 共同防災組織の編成
組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。
 - (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係
各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表示し明確にしておく必要がある。
これは、従来の共同防災組織はおおむね5キロメートル程度の範囲を目標としていたが、大容量泡放水砲等を備え付けることができる共同防災組織は一の特別防災区域内に所在する特定事業所全部が対象とされたことによるものである。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表示し明確にしておく必要がある。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等（大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防汚資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、可聴式放水銃等、資機材を移動・設置及びホースを展開するために必要な資機材）は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員にあつても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
 - (3) 共同防災要員を補助する要員
共同防災要員を補助する要員にあつても、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
- 3 共同防災組織の業務の外部委託
 - 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。
 - また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。
 - 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。
 - (1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項
 - 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にし、しておく必要がある。

共同防災規程作成指針

第3章 代表者等の職務

- 1 代表者等の職務
 - (1) 代表事業所の防災管理者の職務
 - ① 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。
 - ② 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び共同防災要員から意見を聞き又は視察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。
 - (2) 共同防災要員の職務
 - ① 大容量放水砲等を用いて行う防災活動を統括する者（以下「統括者」という。）を指定して共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督させること。
 - ② 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。
- 2 代表者等の代行
代表者及び共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができないう場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

共同防災規程作成指針の概説

(2) 委託業務内容に関すること

委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。
また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

第3章 代表者等の職務

- 1 代表者等の職務
 - (1) 代表事業所の防災管理者の職務
代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。
 - (2) 共同防災要員の職務
大容量放水砲等を用いて防災活動を行う共同防災要員の中から、統括者を指定する。指定された統括者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。
また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。
 - ① 防災資機材を活用した防災活動
 - ② 防災資機材等の点検なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力を有し、かつ体制であること。そのため、次の要件を満たす必要がある。
 - ① 災害の応急措置に必要知識・技能及び体力を有すること。
 - ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。
 - ③ 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。自衛防災組織と同様、共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業をこなすことなく中止することが可能な者とする。
- 2 代表者等の代行
代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないように行うこと。
 - (1) 代表者が事故ある時の代行者、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくとともに、権限委譲について定めること。
 - (2) 統括者、共同防災要員の代行者は、予め指名した共同防災要員とする。
また、共同防災要員を補助する要員を置いている場合には、予め代行者の指名をする必要がある。

共同防災規程作成指針

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
防災のための施設・設備は、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、その種類ごとに整備状況を把握し、整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等の充実を図ること。

共同防災規程作成指針の概説

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
共同防災組織を設置する各特定事業所に設置されている、防災のための施設・設備（防災資機材等を常置しておくための建物、大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備蓄しておく容器等及びその施設に備え付けられている通信設備等）の整備状況を把握し、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況を把握し、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）を参考とすること。

共同防災規程作成指針

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準
防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。
 - (1) 点検実施責任者及び点検実施者
 - (2) 点検項目
 - (3) 点検方法
 - (4) 点検周期
 - (5) 点検結果
- 2 結果に基づく措置
点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。
- 3 記録の保存
点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。
- 4 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

共同防災規程作成指針の概説

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準
防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。
 - (1) 代表者を点検実施責任者としてその種類ごとに点検実施者を定める。
 - (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
 - (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。
また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。
 - (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的の実施する。
 - (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。
- 2 結果に基づく措置
点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。
- 3 記録の保存
点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は代表者の検印を受け、3年以上保存するものとする。
- 4 防災資機材等の代替措置
防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接共同（広域共同）防災組織への出場依頼等及びこれららのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

共同防災規程作成指針

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。
- 2 共同防災組織への出場指示等
次の事項に関して定めること。
(1) 構成事業所からの異常現象発生時の通報を受理したときの出場体制、方法について。
(2) 共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員（以下「防災要員等」という。）への連絡方法等
① 防災要員等が参集するために必要な事項を定めること。
② 防災要員等への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。
③ 防災要員等への伝達方法を明確にすること。
④ 防災要員等の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。
- 3 共同防災組織の活動
石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。
(1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。
(2) 移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確にすること。
(3) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。
(4) 防災資機材等の輸送について定めること。
(5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。
- 5 書類等の整備
非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。
(1) 構成事業所の施設の配置図
(2) 構成事業所の特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類
(3) その他、必要な書類及び図面
① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。
② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。
③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等概要が把握されていること。

共同防災規程作成指針の概説

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
異常現象の発見に伴い構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある。
- 2 共同防災組織への出場指示等
共同防災組織への出場指示について、次の事項を定める必要がある。
(1) 共同防災組織の構成によっては、防災要員等が分散して就業していることから、災害に即応するため、防災要員等への出場体制の方法を定めておく必要がある。
(2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるような方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。
(3) 防災要員等が確実に災害出場するため次に掲げる事項について定める必要がある。
① 統括者及びその他の防災要員等は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
② 機関担当の防災要員等には、防災資機材等の操作に熟達させるとともに、防災資機材等の整備・点検を実施させること。
③ 防災要員等が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が行われるよう定めること。
④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員等が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
- 3 共同防災組織の活動
共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。
共同防災組織の防災活動については、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年8月23日消防特第31号）第四に基づく警防計画及び警防活動計画を作成し付属書として添付する必要がある。なお、警防計画等には、導入される大容量放水砲等の適合性等について確認できる資料が添付されている必要がある。
(1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。
(2) 大容量放水砲等を用いた防災活動は、複数の資機材により構成されていること及び防災活動に係わる防災要員等の人数が多くなることから、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確に定めておく必要がある。
(3) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。
(4) 防災資機材等の輸送については、移動方法及び2以上の移動経路を明確に定めること。また、新たな道路が整備された場合には移動経路の修正が必要となることから、修正を実施する時期を定め、常に迅速かつ的確な輸送ができるように努める必要がある。
(5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。
- 5 書類等の整備
災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるよう、また平素から防災要員等に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

共同防災規程作成指針

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員等に次の教育を行うよう定めること。

- (1) 防災資機材等の内容と取扱方法
- (2) 構成事業所の特定防災施設の内容と取扱方法
- (3) 防災意識の高揚
- (4) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (6) 構成事業所の取扱い危険物の性質及び性状
- (7) その他必要な事項

2 記録の保存

教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

共同防災規程作成指針の概説

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、次の事項について教育を行うものとする。

- (1) 防災資機材等の内容と取扱方法
 - ① 防災資機材等の種類、数量、配置場所、性能
 - ② 取扱手順や注意事項等
- (2) 特定防災施設等の内容と取扱方法
 - ① 大容量泡放水砲用屋外給水施設及び消防車用屋外給水施設の位置、構造、性能
 - ② 流出油等防止堤の位置、構造
 - ③ 取扱手順や注意事項等
- (3) 防災意識の高揚
 - ① 公共の安全確保の重要性
 - ② 防災保安に対する社会情勢
 - ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
 - ④ 災害事例を踏まえた教訓
 - ⑤ 防災体制、保安管理の強化
- (4) 関係法令及び諸規程の周知徹底
 - ① 関係法令等うちの必要事項
 - ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項
- (5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
 - ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要
 - ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要
 - ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要
- (6) 構成事業所の取扱い危険物の性質及び性状
 - ① 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要
 - ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性
- (7) その他必要な事項には、共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

共同防災規程作成指針

第8章 防災訓練

- 1 防災訓練の実施
訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を行うよう定めること。
 - (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練
 - (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練
 - (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練
 - (4) 公設消防隊、自衛防災組織、従来（既存）の共同防災組織との連携訓練
 - (5) その他必要な訓練
- 2 記録の保存
訓練記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
共同防災規程に違反したものに對する措置について定めること。
 - (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)
 - ① 措置基準を定めていること。
 - ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。
- 2 表彰
防災業務に對しての功勞が認められる者に對しての表彰について定めること。
- 3 届出
細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。

附則

この共同防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

共同防災規程作成指針の概説

第8章 防災訓練

- 1 防災訓練の実施
防災訓練は、防災要員等が防災資機材等を活用した訓練を実施すること。
 - (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。
 - ① ホース延長訓練、大容量放水砲等の操法、放水訓練又は泡放射訓練
 - ② 資機材の不調、故障時の措置訓練
 - (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。
 - ① 代表事業所、防災資機材等を常置する事業所への通報訓練
 - ② 防災要員等の参集訓練
 - ③ 通報から出場までの訓練（移動準備作業を含む）
 - ④ 上記(1)(2)等を複合した総合訓練を実施すること。
 - (4) 公設消防隊や自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連携訓練を実施すること。
 - (5) 防災訓練はその一部を省略し、または、総合する等重点的に行つても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。

その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。

なお、上記の防災訓練は、防災資機材等を常置する事業所の防災要員等だけでなく防災資機材等を常置していない事業所の防災要員等が防災資機材等を常置する事業所へ行つて防災資機材等を活用した訓練を実施すること。また、防災資機材等を常置していない事業所に防災資機材等を移動し、その事業所で訓練を行うよう計画すること。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
代表者及び防災要員等が共同防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を定めること。
- 2 表彰
防災要員等に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功勞が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。
- 3 届出
細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。

防災規程作成指針及び概説

防災規程作成指針	
第1章 総則	
1 目的	石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に關して必要な事項を定め、災害の発生並びに拡大の防止を図ることを目的とすること。
2 用語の定義	用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。
3 適用範囲	防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。
4 遵守義務	防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。
5 他規程との関係	この規程のほか、事業所において火災、その他の災害を防止するため、他の法令の規定により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。
6 細則への委任	この規程の実施に關して、必要な細則を定め委任することができること。
7 規程の改廃等	この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。 (1) 防災管理者 (2) 副防災管理者 (3) 防火管理者 (4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者 (5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者 (6) その他、特定事業者が予め指名する者

防災規程作成指針の概説	
第1章 総則	
1 目的	特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようしておくためである。
2 用語の定義	法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。
3 適用範囲	一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によって認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。
4 遵守義務	規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。
5 他規程との関係	事業所の防災管理に關して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。
6 細則への委任	本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。
7 規程の改廃等	防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべきを予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

防災規程作成指針	
<p>第2章 自衛防災組織</p> <p>1 自衛防災組織の組織等</p> <p>(1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織の名称を定めること。</p> <p>(2) 自衛防災組織の編成 防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第12条の7に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第27条の2に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第10条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めることとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。</p> <p>(3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。</p> <p>(4) 自衛防災組織の強化 特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。</p> <p>2 防災資機材等及び防災要員の配置</p> <p>(1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配置するとともに、配置図等で明示すること。</p> <p>(2) 防災要員 防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるように定めること。</p> <p>3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。</p> <p>(1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び事務所の所在地）</p> <p>(2) 委託業務内容に関すること</p> <p>① 委託業務の具体的な内容</p> <p>② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領</p> <p>③ 受託者の業務の実施要領</p> <p>ア 平常時の場合</p> <p>イ 災害発生時の場合</p> <p>④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること</p> <p>ア 教育・訓練の意義と責任について</p> <p>イ 教育・訓練計画の作成について</p>	<p>防災規程作成指針の概説</p> <p>第2章 自衛防災組織</p> <p>1 自衛防災組織の組織等</p> <p>(1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。</p> <p>(2) 自衛防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。</p> <p>また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。</p> <p>(3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表示明確にしておく必要がある。</p> <p>(4) 自衛防災組織の強化 特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有している。このことから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。</p> <p>2 防災資機材等及び防災要員の配置</p> <p>(1) 防災資機材等 防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、泡消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるよう配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。</p> <p>(2) 防災要員 防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。</p> <p>3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。</p> <p>消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。</p> <p>(1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。</p> <p>(2) 委託業務内容に関すること 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。</p>

防災規程作成指針	
<p>第3章 防災管理者等の職務</p> <p>1 防災管理者等の職務</p> <p>(1) 防災管理者の職務</p> <p>事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置等を行うとともに、防災要員を指揮監督する等の必要な職務を定めること。</p> <p>(2) 副防災管理者の職務</p> <p>防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。</p> <p>(3) 防災要員の職務</p> <p>防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。</p> <p>また、指揮者を必要とする場合は指揮者を指定し、その者に防災要員を指揮監督させる規定を定めること。</p>	
<p>2 防災管理者等の代行</p> <p>防災管理者、副防災管理者、指揮者である防災要員及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第3章 防災管理者等の職務</p> <p>1 防災管理者等の職務</p> <p>(1) 防災管理者の職務</p> <p>防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。</p> <p>(2) 副防災管理者の職務</p> <p>副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。</p> <p>また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数名指定されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。</p> <p>(3) 防災要員の職務</p> <p>防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、防災要員を指揮監督するとともに、事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。</p> <p>また、防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。</p> <p>① 特定防災施設等の点検</p> <p>② 防災資機材等の点検</p> <p>③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動</p> <p>④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務</p> <p>また、防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体制を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。</p> <p>② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。</p> <p>③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。</p> <p>④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。</p> <p>上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を兼ねることなく中止することが可能となる。</p> <p>なお、指揮者、機関員以外の防災要員であっても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。</p>	<p>2 防災管理者等の代行</p> <p>防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。</p> <p>また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。</p> <p>(1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うとともに、権限委譲について定めること。</p> <p>(2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。</p> <p>(3) 指揮者、機関員及び防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに留意する必要がある。</p> <p>(4) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在</p>

防災規程作成指針

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 特定防災施設等と防災資機材等
特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災のための施設等
事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定事業所の被害発生の評価に基づき、必要な応急対策等を定めること。

防災規程作成指針の概説

時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 特定防災施設等及び防災資機材等

特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。

- 2 防災のための施設等

特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。

- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等

特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。また、消火用屋外給水施設、流出防油堤等はその多くが高度成長期に整備され長期間経過しており、地震時等においてもその機能を発揮する耐災害性の確保が重要となっている。応急対策等における留意事項においては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）における「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会報告書」及び「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（平成26年3月31日消防特第49号・消防危第84号）を参考とすること。

防災規程作成指針	
<p>第5章 特定防災施設等の点検</p> <p>1 点検基準</p> <p>特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。</p> <p>(1) 点検実施責任者及び点検実施者</p> <p>(2) 点検項目</p> <p>(3) 点検方法</p> <p>(4) 点検周期</p> <p>(5) 点検結果</p> <p>2 結果に基づく措置</p> <p>点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。</p> <p>3 記録の保存</p> <p>点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。</p> <p>4 特定防災施設等の工事管理</p> <p>特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第5章 特定防災施設等の点検</p> <p>1 点検基準</p> <p>特定防災施設等ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。</p> <p>(1) 防災管理者を点検実施責任者とし、各特定防災施設等ごとに点検実施者を定める。</p> <p>(2) 点検の項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第15条第1項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。</p> <p>(3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。</p> <p>① 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、脱着、異常音又は操作上障害となる物がないかどうか等を点検するものとする。</p> <p>② 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。</p> <p>③ 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を点検できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。</p> <p>なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。</p> <p>(4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。</p> <p>(5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。</p> <p>2 結果に基づく措置</p> <p>点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。</p> <p>3 記録の保存</p> <p>点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するよう定めておく必要がある。</p> <p>4 特定防災施設等の工事管理</p> <p>特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法及び消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるように定めておく必要がある。</p>	

防災規程作成指針

第6章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。

- (1) 点検実施責任者及び点検実施者
- (2) 点検項目
- (3) 点検方法
- (4) 点検周期
- (5) 点検結果

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。

3 記録の保存

点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

防災規程作成指針の概説

第6章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。

- (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。
- (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
- (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。
 - また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。
 - (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的を実施する。
 - (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。

3 記録の保存

点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

防災規程作成指針	
<p>第7章 異常現象に対する措置</p> <p>1 災害に対する通報等</p> <p>出火、石油等の漏えい、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。また、通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合は、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。</p> <p>(1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならぬことを定めること。</p> <p>(2) 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。</p> <p>① 通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。</p> <p>② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。</p> <p>③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。</p> <p>(3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。</p> <p>2 防災要員への出場指示等</p> <p>異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員の出場等について定めること。</p> <p>(1) 防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。</p> <p>(2) 防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。</p> <p>(3) 防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。</p> <p>3 自衛防災組織の活動</p> <p>石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。</p> <p>(1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。</p> <p>(2) 公設消防隊が到着時の対応を定めること。</p> <p>(3) 防災資機材の調達方法について定めること。</p> <p>(4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。</p> <p>4 書類等の整備</p> <p>非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。</p> <p>(1) 事業所の施設配置図</p> <p>(2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類</p> <p>(3) 防災資機材等の関係書類</p> <p>(4) その他、必要な書類及び図面</p> <p>① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。</p> <p>ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。</p> <p>イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとすること。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第7章 異常現象に対する措置</p> <p>1 災害に対する通報等</p> <p>(1) 異常現象に該当する事象を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるものを全てを直ちに通報することを定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の要否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。</p> <p>(2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。</p> <p>事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報する体制、通報担当部署や通報担当者を定め、異常現象を発見した者は直ちに当該通報担当部署へ連絡を行い、通報担当部署から消防機関等へ通報する体制等を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。また、夜間、休日の通報担当部署及び通報担当者並びに通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。</p> <p>なお、異常現象と認識しているにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合は、異常現象を認識した時点で通報する体制とすること。また、従業員（協力会社の従業員を含む）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れることや、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることの無いようにすること。</p> <p>この他、通報体制の構築に係る詳細については、「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日消防特第62号）における別紙1「異常現象発生時における通報ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>(3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。</p> <p>2 防災要員への出場指示等</p> <p>(1) 事業所によっては、防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。</p> <p>(3) 防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。</p> <p>① 指揮者及びその他の防災要員は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。</p> <p>② 機関担当の防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。</p> <p>③ 防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。</p>	

防災規程作成指針

- ② 各施設地区の配置状況並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

防災規程作成指針の概説

- ④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。

3 自衛防災組織の活動

自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごと」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。

また、活動に際しての、指揮命令系統、人的被害の発生、公設消防隊との関連等に関する留意事項を定める必要がある。

- (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。
- (2) 公設消防隊が到着時の報告要領及び報告内容についても定める必要がある。
- (3) 災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。
- (4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある

4 書類等の整備

災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるよう、また平素から防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

防災規程作成指針	
<p>第8章 災害の現場における情報提供</p> <p>1 情報提供の体制</p> <p>災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員（先着消防隊等）から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制（手順を含む。）が明確に記載されていること。</p> <p>(1) 情報提供担当部署及び情報提供担当者を確認にすること。</p> <p>(2) 夜間、休日における情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。</p> <p>(3) 情報提供担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。</p> <p>(4) 情報提供担当部署及び情報提供担当者に迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築すること。</p> <p>2 情報提供の内容</p> <p>前記体制にて情報提供が必要になると考えられる情報をあらかじめ定めておくことが望ましい。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第8章 災害の現場における情報提供</p> <p>1 情報提供の体制</p> <p>災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期の鎮圧、さらには、二次災害防止のため、特定事業所における情報提供は必要不可欠であることから、事業所の実情に応じ、要求があった場合に情報集約する手順を定め、迅速かつ適切に先着消防隊等に必要な情報を伝える体制を具体的に構築する必要がある。情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者であるが、情報提供が迅速かつ適切に行われることを事業実施の統括管理者が確認できる場合には、情報提供担当者に行わせることができる。</p> <p>また、夜間、休日の情報提供担当部署及び情報提供担当者並びに情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。</p> <p>加えて、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報が、情報提供担当部署及び情報提供担当者にその後も引き続き迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築するとともに、その手順を定めること。その際、事業所内で必要以上に多くの部署を経由すること等により、情報提供担当部署及び情報提供担当者への情報集約が遅れることの無いよう留意すること。</p> <p>2 情報提供の内容</p> <p>災害の現場において、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報を事前に想定して定めておくことが望ましい。応急対策を行うため説明が必要となる情報としては次のようなものが考えられるが、その事業所の特性に応じて説明すべき情報を検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況 (2) プラントの温度や圧力（通常時、発災時） (3) 取扱物質や中間生成物の情報 (4) 消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等） (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等 (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性 	

防災規程作成指針

第9章 防災教育

1 防災教育の実施

教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
- (4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (5) 取扱い危険物等の性質及び性状
- (6) その他必要な事項

2 記録の保存

教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説

第9章 防災教育

1 防災教育の実施

特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。

(1) 防災意識の高揚

- ① 公共の安全確保の重要性
- ② 防災保安に対しての社会情勢
- ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
- ④ 災害事例を踏まえた教訓
- ⑤ 防災体制、保安管理の強化

(2) 関係法令及び諸規程の周知徹底

- ① 関係法令等うちの必要事項
- ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項

(3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法

- ① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所
- ② 取扱手順や注意事項等

(4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況

- ① 危険物施設等の位置、構造、設備の概要
- ② 高圧ガス施設等の位置、構造、設備の概要
- ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要
- (5) 取扱い危険物等の性質及び性状

① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質

② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性

- (6) その他必要な事項には、事業所において必要となる教育について記載するものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針	
<p>第10章 防災訓練</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。</p> <p>(1) 緊急停止・措置訓練</p> <p>(2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練</p> <p>(3) 通報、連絡、参集及び出場訓練</p> <p>(4) 避難訓練</p> <p>(5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練</p> <p>(6) 公設消防隊、共同防災組織との連携訓練</p> <p>(7) その他必要な訓練</p> <p>2 記録の保存</p> <p>訓練記録は、3年以上保存するよう定めること。</p>	

防災規程作成指針の概説	
<p>第10章 防災訓練</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(1) 緊急停止・措置訓練</p> <p>防災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づく停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等）</p> <p>(2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。</p> <p>① ホース延長訓練、ポンプ操法、放水訓練又は泡放射訓練</p> <p>② 車両の積載品取扱訓練</p> <p>③ 資機材の不調、故障時の措置訓練</p> <p>(3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。</p> <p>① 事業所内の通報訓練</p> <p>② 共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練</p> <p>③ 通報から出場までの訓練</p> <p>(4) 避難訓練</p> <p>事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練</p> <p>(5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練を実施すること。</p> <p>(6) 公設消防隊や共同防災組織との連携訓練を実施すること。</p> <p>(7) その他必要な訓練</p> <p>防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。</p> <p>その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。</p> <p>2 記録の保存</p> <p>実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。</p>	

防災規程作成指針

第11章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所

事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること
- 2 警戒宣言が寄せられた場合の避難に関すること
- 3 警戒宣言が寄せられた場合の対応
- 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るための必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説

第11章 大規模地震対策特別措置法「強化地域」に所在する事業所

大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。

なお、この章の作成にあたっては、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」(昭和54年12月21日消防庁震災対策指導室長内かん)及び「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」(平成15年12月12日消防第242号)も参考とすること。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること
 - (1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。
 - (2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。
- 2 警戒宣言が寄せられた場合の避難に関すること
 - (1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。
 - (2) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。
 - (3) 事業所内の集合場所について定めること。
 - (4) 避難場所(避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。)及び避難方法を適正に定めること。
 - (5) 避難経路図を備え付けること。
- 3 警戒宣言が寄せられた場合の対応
 - (1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。
 - ① 警戒本部の設置及び体制の整備
 - ② 応急対策の内容と伝達要領
 - (2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。
 - ① 応急対策要員の勤務方法(長期間を想定したもの)
 - ② 応急対策の実施に関すること。
 - (3) 応急対策の実施に関すること。
 - ① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言ごとの応急対策の内容。(各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。)
 - ② 任務と責任の明確化
 - (4) 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。
- 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
 - (2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。
 - (3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練
- 5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること
 - (1) 教育に関して次のことを定めること。
 - ① 年間計画での実施回数
 - ② 予想される地震動等に関する知識
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - ⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項
 - ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題
 - (2) 広報に関して次のことを定めること。
 - ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ② 正確な情報の入手方法
 - ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ④ 各地域における避難対象地区に関する知識
 - ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

防災規程作成指針

第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所

- 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
- 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説

第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてることで、迅速・的確な行動が確保できるよう次に掲げる事項を定める必要がある。

なお、この章の作成にあたっては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について（平成26年6月27日消防予第263号・消防危第177号・消防特第128号・消防災第205号）における別紙「南海トラフ地震防災規程の作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引について」（平成26年6月27日消防災第204号）も参考とすること。

- 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
 - (1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。
 - (2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。
 - (3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。
 - (4) 事業所内の集合場所について定めること。
 - (5) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。
 - (6) 避難経路図を備え付けること。

南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
- (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。
- (3) 前(1)、(2)を統合した総合訓練の実施を定めていること。
- (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。

- 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること
 - (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。
 - (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。
 - (3) 前(1)、(2)を統合した総合訓練の実施を定めていること。
 - (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。

- 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること
 - (1) 教育に関して次のことを定めること。
 - ① 年間計画での実施回数
 - ② 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ⑤ 従業員等が果たすべき役割
 - ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題
 - (2) 広報に関して次のことを定めること。
 - ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

防災規程作成指針

第13章 雑則

- 1 違反者に対する措置
防災規程に違反したものに對する措置について定めること。
(1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)
 - ① 措置基準を定めていること。
 - ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。
- 2 表彰
防災業務に對しての功勞が認められる者に對しての表彰について定めること。
- 3 届出
細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の變更については、その都度、届出するよう明記すること。

附則

この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

防災規程作成指針の概説

- ② 正確な情報の入手方法
- ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ④ 各地域における避難対象地域に関する知識
- ⑤ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

第13章 雑則

- 1 違反者に対する措置
防災管理者、副防災管理者及び防災要員が防災規程に違反した場合は、その程度により防災要員等を罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を定めること。
- 2 表彰
防災要員及び従業員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功勞が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。
- 3 届出
細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の變更については、その都度、届出するよう定めること。

共同防災規程作成指針及び概説

共同防災規程作成指針の概説	
第1章 総則	
1 目的	特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。
2 用語の定義	法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。
3 適用範囲	共同防災組織は、構成事業所が一体となって活動すること、その効果が期待されることとなる。また、防災要員が構成事業所内の活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。
4 遵守義務	規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。
5 他規程との関係	この規程は共同防災組織に関するものである。構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。また、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。
6 細則への委任	本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。
7 規程の改廃等	共同防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

共同防災規程作成指針	
第1章 総則	
1 目的	石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。
2 用語の定義	法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めること。
3 適用範囲	この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。
4 遵守義務	構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。
5 他規程との関係	この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。また、火災、その他の災害を防止するための他の法令により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。
6 細則への委任	この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。
7 規程の改廃等	この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。

共同防災規程作成指針

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織の名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。
 - (3) 共同防災組織の編成
各構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。
 - (4) 自衛防災組織等との関係
各構成事業所の自衛防災組織との関係を明確にすること。
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織と別々に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にすること。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。
共同防災組織の業務の外部委託
共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。
 - (1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 委託業務内容に関する事項
 - ① 委託業務の具体的な内容
 - ② 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領
 - ③ 受託者の業務の実施要領
- ア 平常時の場合
- イ 災害発生時の場合
- ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関する事項
- ア 教育・訓練の意義と責任について
- イ 教育・訓練計画の作成について

共同防災規程作成指針の概説

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。おおむね直径5km程度の範囲を目的として、当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。
 - (3) 共同防災組織の編成
組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。
 - (4) 各構成事業所の自衛防災組織との関係
各構成事業所の自衛防災組織と共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるための共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にする必要がある。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表し明確にしておく必要がある。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服、空気呼吸器等）は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
- 3 共同防災組織の業務の外部委託
共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。
また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。
消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。
(1) 業務委託先の氏名及び住所に関する事項
- 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にし、しておく必要がある。
- (2) 委託業務内容に関する事項

共同防災規程作成指針

共同防災規程作成指針の概説

委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。
また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

共同防災規程作成指針

第3章 代表者等の職務

1 代表者等の職務

(1) 代表事業所の防災管理者の職務

- ① 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。
- ② 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び共同防災要員から意見を聞き又は観察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。

(2) 共同防災要員の職務

- ① 指揮者を指定して共同防災要員を指揮監督させること。
- ② 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。

また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。

2 代表者等の代行

代表者および共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができないう場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

共同防災規程作成指針の概説

第3章 代表者等の職務

1 代表者等の職務

(1) 代表事業所の防災管理者の職務

代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。

(2) 共同防災要員の職務

共同防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災要員を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。

また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。

- ① 防災資機材を活用した防災活動
- ② 防災資機材等の点検

なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力を有し、かつ体制であること。そのため、次の要件を満たす必要がある。

- ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。
- ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。
- ③ 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。

自衛防災組織と同様、指揮者及び機関員以外の共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を兼ねることなく中止することが可能な者とする。

ただし、指揮者、機関員以外の共同防災要員は、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度程度の範囲にいたることが望ましい。

2 代表者等の代行

代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないように行うこと。

(1) 代表者が事故ある時の代行を、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくとともに、権限委譲について定めること。

(2) 指揮者、機関員である共同防災要員の代行は、予め指名した共同防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる共同防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。

(3) 共同防災要員の代行は、防災、保安に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから予め指名した者とする。

共同防災規程作成指針

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
防災のための施設・設備は、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、その種類ごとに整備状況を把握し、整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等の充実を図ること。

共同防災規程作成指針の概説

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
共同防災組織を設置する各特定事業所に設置されている、防災のための施設・設備（防災資機材等を常置しておくための建物及びその施設に備え付けられている通信設備等）の整備状況を把握し、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）を参考とすること。

共同防災規程作成指針

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準

防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。

 - (1) 点検実施責任者及び点検実施者
 - (2) 点検項目
 - (3) 点検方法
 - (4) 点検周期
 - (5) 点検結果
- 2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。
- 3 記録の保存

点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。
- 4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

共同防災規程作成指針の概説

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準

防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。

 - (1) 代表者を点検実施責任者としてその種類ごとに点検実施者を定める。
 - (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
 - (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。

また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。
 - (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。
 - (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。
- 2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。
- 3 記録の保存

点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は代表者の検印を受け、3年以上保存するものとする。
- 4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛（共同）防災組織への出場依頼等及びこれららのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

共同防災規程作成指針

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。
- 2 共同防災組織への出場指示等
次の事項に関して定めること。
(1) 構成事業所からの異常現象発生時の通報を受理したときの出場体制、方法について。
(2) 共同防災要員への連絡方法等
① 共同防災要員が参集するために必要な事項を定めること。
② 共同防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。
③ 共同防災要員への伝達方法等を明確にすること。
(3) 共同防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。
- 3 共同防災組織の活動
石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、構成事業所の自衛防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。
(1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。
(2) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。
(3) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。
- 5 書類等の整備
非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。
(1) 構成事業所の施設の配置図
(2) 構成事業所の特定防施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類
(3) その他、必要な書類及び図面
① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。
② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。
③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取放量等概要が把握されていること。

共同防災規程作成指針の概説

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
異常現象の発見に伴い構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある。
- 2 共同防災組織への出場指示等
共同防災組織への出場指示については、次の事項を定める必要がある。
(1) 共同防災組織の構成については、共同防災要員が分散して就業していることでもあることから、災害に即応するため、共同防災要員への出場体制の方法を定めておく必要がある。
(2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるような方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。
(3) 共同防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項について定める必要がある。
① 指揮者及びその他の共同防災要員は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
② 機関担当の共同防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の種載器具の整備・点検を実施させること。
③ 共同防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が確実に行われるよう定めること。
④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の共同防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
- 3 共同防災組織の活動
共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。
(1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。
(2) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。
(3) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるための共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。
- 5 書類等の整備
災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるよう、また平素から共同防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

共同防災規程作成指針

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員に次の教育を行うよう定めること。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
- (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状
- (6) その他必要な事項

2 記録の保存

教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

共同防災規程作成指針の概説

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、共同防災組織として防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、構成事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。

(1) 防災意識の高揚

- ① 公共の安全確保の重要性
- ② 防災保安に対する社会情勢
- ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
- ④ 災害事例を踏まえた教訓
- ⑤ 防災体制、保安管理の強化

(2) 関係法令及び諸規程の周知徹底

- ① 関係法令等のうちの必要事項
- ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項
- (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法

(4) 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所

(5) 取扱手順や注意事項等

(6) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況

- ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要
- ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要
- ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要
- (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状

(7) 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要

(8) 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性

(6) その他必要な事項には、共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

共同防災規程作成指針

第8章 防災訓練

- 1 防災訓練の実施
訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を行うよう定めること。
 - (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練
 - (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練
 - (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練
 - (4) 公設消防隊、自衛防災組織等との連携訓練
また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織と組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連携訓練
 - (5) その他必要な訓練
- 2 記録の保存
訓練記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
共同防災規程に違反したものに對する措置について定めること。
 - (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)
 - ① 措置基準を定めていること。
 - ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。
- 2 表彰
防災業務に對しての功勞が認められる者に對しての表彰について定めること。
- 3 届出
細則の制定、改廃、代表者及び共同防災要員の変更については、その都度、届出するよう明記すること。

附則

この共同防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

共同防災規程作成指針の概説

第8章 防災訓練

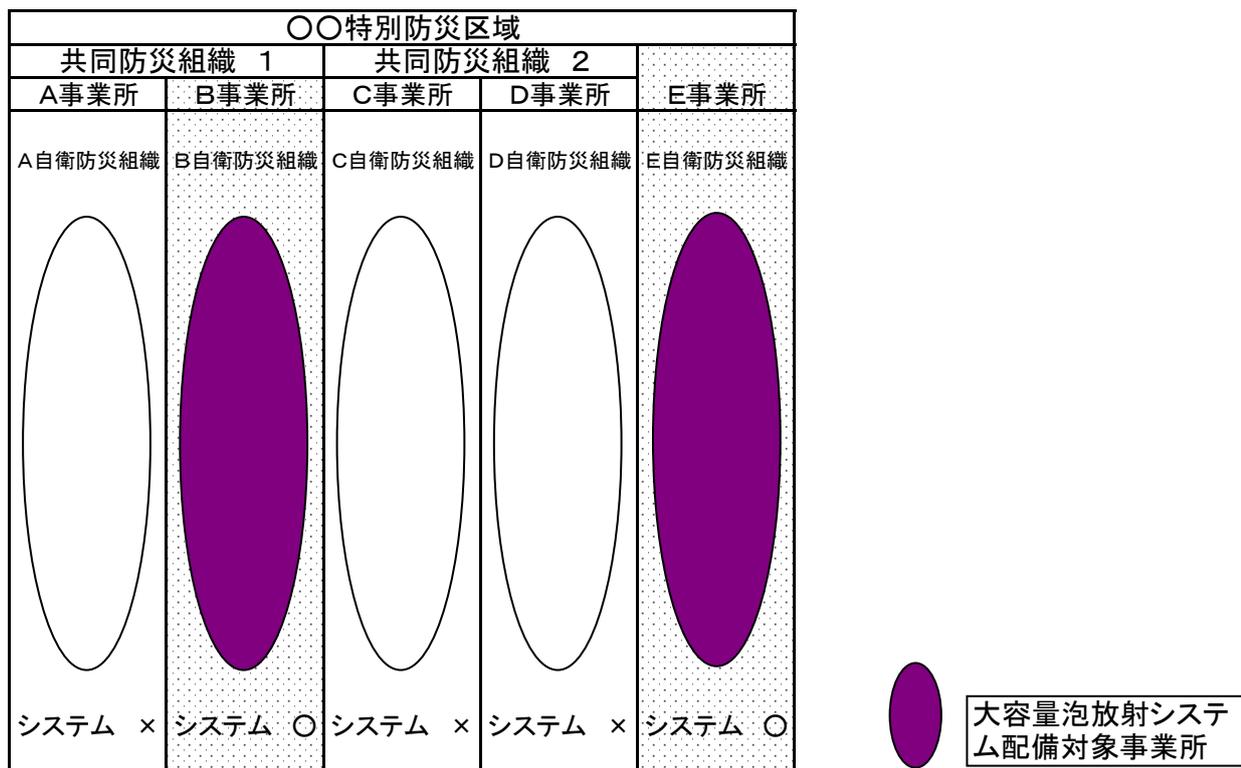
- 1 防災訓練の実施
防災訓練は、共同防災要員が防災資機材等を活用した訓練を実施すること。
 - (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。
 - ① ホース延長訓練、ポンプ操作、放水訓練又は泡放射訓練
 - ② 車両の積載品取扱訓練
 - ③ 資機材の不調、故障時の措置訓練
 - (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。
 - ① 事業所内の通報訓練
 - ② 共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練
 - ③ 通報から出場までの訓練
 - ④ 上記(1)(2)等を複合した総合訓練を実施すること。
 - ⑤ 公設消防隊や自衛防災組織との連携訓練を実施すること。
- また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるための共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連携訓練を実施すること。
- (5) 防災訓練はその一部を省略し、または、総合する等重点的に行つても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。
 - その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練については総合訓練を樹立し行うものとする。
- 2 記録の保存
実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
代表者及び共同防災要員が共同防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返して実施する等の措置を定めること。
- 2 表彰
共同防災要員等に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功勞が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。
- 3 届出
細則の制定、改廃、代表者及び共同防災要員の変更については、その都度、届出するよう定めること。

特定事業者における防災組織間の関係

I 防災規程



1. A事業所の作成する防災規程

A事業所は、B事業所と共同防災組織1を設置している。このことから、A事業所の作成する防災規程には、A事業所自衛防災組織と共同防災組織1との関係を明確にする必要がある。

2. B事業所の作成する防災規程

B事業所は、A事業所と共同防災組織1を設置している。このことから、B事業所の作成する防災規程には、B事業所自衛防災組織と共同防災組織1との関係を明確にする必要がある。

また、B事業所単独でシステムを備え付けるので、システムに係る内容を盛り込んだ防災規程を作成する必要がある。

3. C, D事業所の作成する防災規程

C事業所は、D事業所と共同防災組織2を設置している。このことから、C事業所の作成する防災規程には、C事業所自衛防災組織と共同防災組織2との関係を明確にする必要がある。

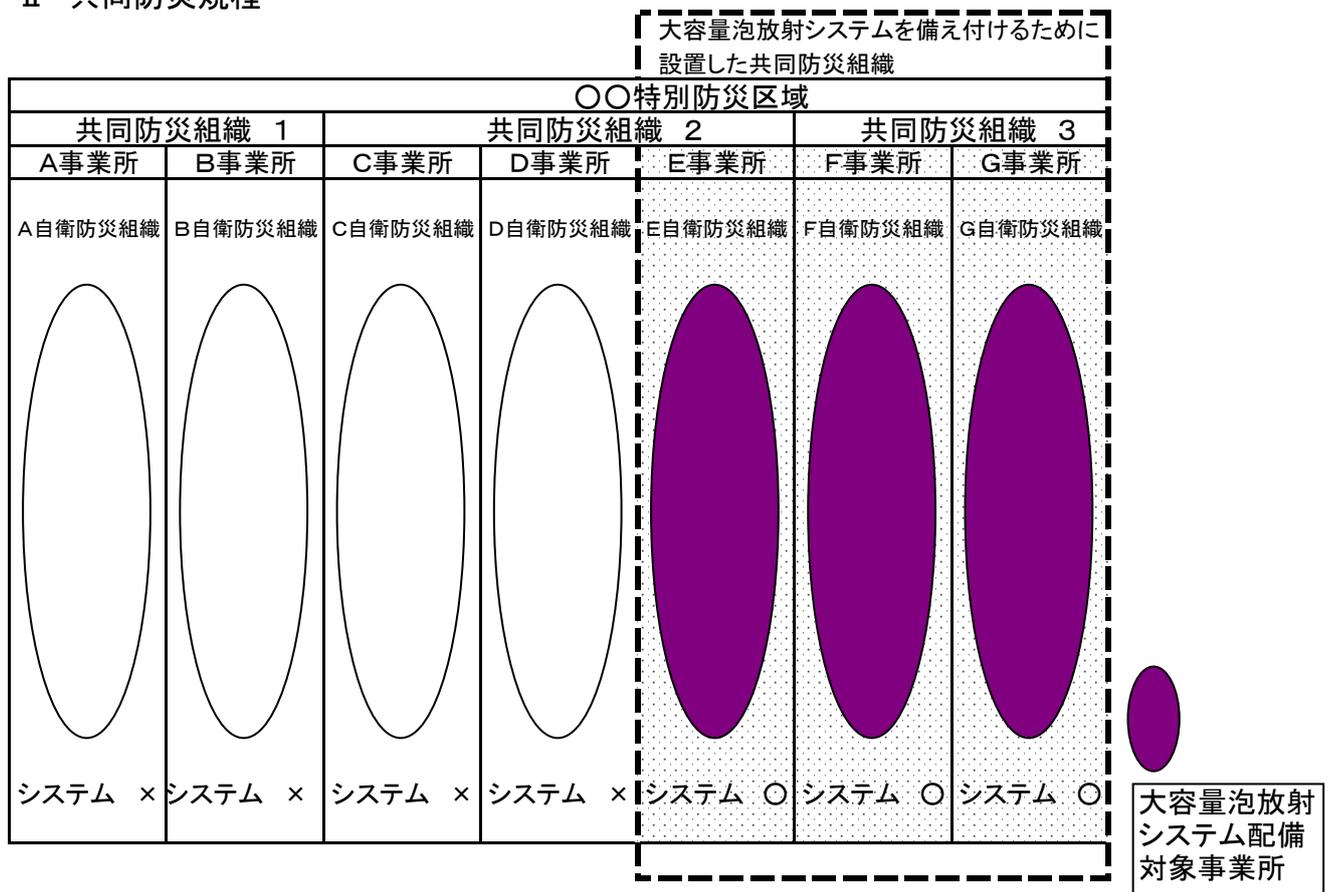
同様に、D事業所は、C事業所と共同防災組織2を設置している。このことから、D事業所の作成する防災規程には、D事業所自衛防災組織と共同防災組織2との関係を明確にする必要がある。

4. E事業所の作成する防災規程

E事業所は、単独でシステムを備え付けるので、システムに係る内容を盛り込んだ防災規程を作成する必要がある。

※B、E事業所の防災規程は、別紙1「防災規程作成指針及び概説(大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合)」に、A、C、D事業所の防災規程は、別紙3「防災規程作成指針及び概説」に該当する。

II 共同防災規程



1. 共同防災組織1の作成する共同防災規程

共同防災組織1は、A事業所及びB事業所を構成事業所としている。このことから、共同防災組織1の作成する共同防災規程には、A事業所自衛防災組織及びB事業所自衛防災組織との関係を明確にする必要がある。

2. 共同防災組織2の作成する共同防災規程

共同防災組織2は、C事業所、D事業所及びE事業所を構成事業所としている。このことから、共同防災組織2の作成する共同防災規程には、C事業所自衛防災組織、D事業所自衛防災組織及びE事業所自衛防災組織との関係を明確にする必要がある。

また共同防災組織2は、E事業所で防災活動を行う場合に、システムを備え付けるために設置した共同防災組織と連携した防災活動を実施する場合も考えられる。このことから、共同防災組織2の作成する共同防災規程には、共同防災組織2とシステムを備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にする必要がある。

3. 共同防災組織3の作成する共同防災規程

共同防災組織3は、F事業所及びG事業所を構成事業所としている。このことから、共同防災組織3の作成する共同防災規程には、F事業所自衛防災組織及びG事業所自衛防災組織との関係を明確にする必要がある。

また、共同防災組織3は、F又はG事業所で防災活動を行う場合に、システムを備え付けるために設置した共同防災組織と連携した防災活動を実施する場合も考えられる。このことから、共同防災組織3の作成する共同防災規程には、共同防災組織3とシステムを備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にする必要がある。

4. システムを備え付けるために設置した共同防災組織の作成する共同防災規程

システムを備え付けるために設置した共同防災組織は、E事業所、F事業所及びG事業所を構成事業所としている。

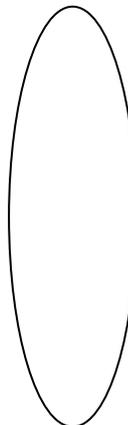
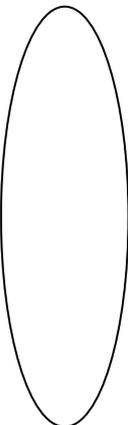
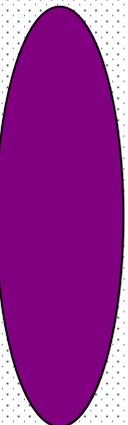
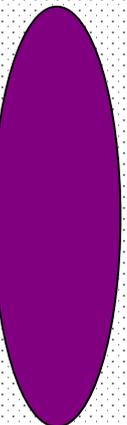
このことから、システムを備え付けるために設置した共同防災組織の作成する共同防災規程には、E事業所自衛防災組織、F事業所自衛防災組織及びG事業所自衛防災組織との関係を明確にする必要がある。

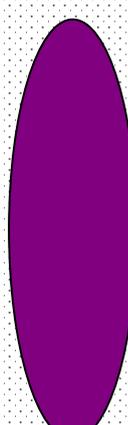
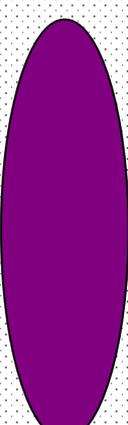
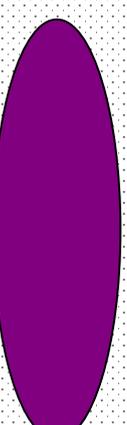
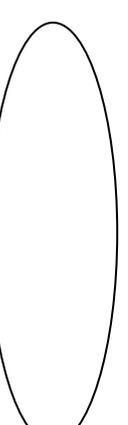
さらに、システムを備え付けるために設置した共同防災組織の作成する共同防災規程には、共同防災組織2及び共同防災組織3との関係を明確にする必要がある。

※大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の共同防災規程は、別紙2「共同防災規程作成指針及び概説(大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合)」に、共同防災組織1、2、3の共同防災規程は、別紙4「共同防災規程作成指針及び概説」に該当する。

Ⅲ 広域共同防災規程

大容量泡放射システムを備え付けるために設置した
広域共同防災組織

○○特別防災区域							
共同防災組織 1		共同防災組織 2		共同防災組織 3		H事業所	
A事業所	B事業所	C事業所	D事業所	E事業所	F事業所	G事業所	H事業所
A自衛防災組織	B自衛防災組織	C自衛防災組織	D自衛防災組織	E自衛防災組織	F自衛防災組織	G自衛防災組織	H自衛防災組織
							
システム ×	システム ×	システム ×	システム ×	システム ○	システム ○	システム ○	システム ○

△△特別防災区域				□□特別防災区域			
I事業所	共同防災組織 4		共同防災組織 5		共同防災組織 6		P事業所
I事業所	J事業所	K事業所	L事業所	M事業所	N事業所	O事業所	P事業所
I自衛防災組織	J自衛防災組織	K自衛防災組織	L自衛防災組織	M自衛防災組織	N自衛防災組織	O自衛防災組織	P自衛防災組織
							
システム ○	システム ×	システム ○	システム ○	システム ×	システム ○	システム ○	システム ×



大容量泡放射システム
配備対象事業所

・広域共同防災組織の作成する広域共同防災規程

広域共同防災組織は、E, F, G, H, I, K, L, N及びO事業所を構成事業所としている。このことから、広域共同防災組織の作成する広域共同防災規程には、E, F, G, H, I, K, L, N及びO事業所自衛防災組織との関係を明確にする必要がある。

さらに、広域共同防災組織の作成する広域共同防災規程には、共同防災組織2、3、4、5及び6との関係を明確にする必要がある。

3 石油コンビナート地帯における航空機事故による産業災害の防止について

昭和56年9月18日
消防地第 255号
消防庁地域防災課長

標記の件については、別添1のとおり、当庁の要望に基づき運輸省において航空法（昭和27年法律第231号）第81条ただし書の許可に関する措置がとられてきたところであるが、このたび、当該措置の対象としている区域を現状の石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域に改める必要があり、その旨依頼した結果、別添2のとおり措置がとられたので通知する。

なお、この措置は、従来同様に、すべての航空機（防衛出動、治安出動又は災害派遣を命ぜられた自衛隊機及び捜索又は救助のために航行を行う航空機を除く。）について行われるものであるので、貴職におかれては、貴管下石油コンビナート等特別防災区域について、区域図の提供等管轄空港事務所長（別添3参照）が当該措置をとるに必要な協力をされるようお願いする。

別 添 1

石油コンビナート地帯における航空機事故による産業災害の防止について

昭和44年6月26日 消防防第 268号
関係都道府県知事あて 消防庁次長

標記の件につき運輸省に善処方要望した結果、今般別添写の措置がとられたので通知する。

なお、この措置は民間機並びに防衛出動、治安出動および災害派遣を除く自衛隊機で、別添市町村の図示した石油コンビナート地帯上空を飛行するものに適用されることとなるので、管轄空港事務所等と協議のうえ違反航空機の絶無を図るため必要な措置を講ぜられたい。

石油コンビナート地帯における航空機による産業災害の防止について

昭和44年6月4日 空航第 213号
消防庁次長あて 運輸省航空局長

標記について、要望の趣旨については防災の見地から考慮する必要がありますので、関連の事務処理を行なう地方航空局長に対し別紙の指示を行ないましたから通知します。

石油コンビナート地帯における航空機による産業災害の防止について

昭和44年6月4日 空航第 213号
東京、大阪航空局長あて
運輸省航空局長

標記について、消防庁次長から別添（写）のとおり要望書の提出があった。要望の趣旨については、災害防止の見地から考慮する必要が認められるので、今後別添の石油コンビナート地帯（石油精製所、大規模油槽所）における航空法第81条ただし書の許可は行なわないよう取り計らわれない。

該当石油コンビナート地帯一覧表

地 帯 名	市 町 村 名
苫 小 牧	苫小牧市
室 蘭	室蘭市
函 館	上破町
八 戸	八戸
塩 釜	塩釜市
秋 田	秋田市、男鹿市
鹿 島	鹿島町、波崎町、神栖村
市 原	市原市
川崎、横浜	川崎市、横浜市
新 潟	新潟市
富 山	富山市、高岡市
清 水	清水市
名 古 屋	名古屋市、横須賀町
四 日 市	四日市市
尾 鷲	尾鷲市
和 歌 山	和歌山市、海南市、有田市、下津町
堺	堺市、高石市
神 戸	神戸市、尼崎市
姫 路	姫路市、高砂市、加古川市
水 島	倉敷市
大竹、岩国	大竹市、岩国市、和木村
周 南	下松市、徳山市、南陽町
宇 部	宇部市、小野田市
松 山	松山市、菊間町
新 居 浜	新居浜市
福 岡	福岡市、志賀町
北 九 州	北九州市
大 分	大分市

28地区 48市町村

石油コンビナート地帯における航空機事故
による産業災害の防止について

〔 昭和43年4月8日 消防防発第 167号
運輸省航空局長あて 消防庁次長 〕

近年全国各地に石油コンビナートが建設されておりますが、これらの地区に大規模な事故が発生した場合には、大きな被害をもたらすものと思います。

石油コンビナート地帯の災害対策については、当庁におきましても種々の角度から検討し、推進しておりますが、航空機事故による同地帯の災害の発生を防止することもまた早急に措置する必要があると思っております。このことについて、別紙のとおり（別紙略）千葉県知事から要請が来ておりますが、この際全国の石油コンビナート地帯の上空における最低安全高度以下の飛行の禁止および離着陸時における同地帯上空の飛行の回避等石油コンビナート地帯における航空機事故による災害の防止のための必要な措置をおとり下さるようお願いいたします。

別 添 2

石油コンビナート地帯における航空機事故
による産業災害の防止について

〔 昭和56年9月4日 空航第 867号
消防庁地域防災係長あて
運輸省航空局技術部運行課長 〕

昭和56年9月2日付け消防地第247号により依頼のあった標記については、別紙のとおり各地方航空局に指示したので、通知します。

〔別紙〕

石油コンビナート地帯における航空機事故
による産業災害の防止について

〔 昭和56年9月4日 空航第 867号
東京、大阪航空局次長あて
運輸省航空局技術部運航課長 〕

標記については、昭和44年6月4日付け空航第213号により指示してあるところであるが、今般消防庁から石油コンビナート地帯の現状は別添のとおりである旨通知があったので、了知のうえ、管内空港事務所長に周知願います。

なお、各区域の詳細図については、各都道府県の消防防災担当課から管轄空港事務所長に提示するよう消防庁から別途各都道府県あて通達することとしているので、承知願います。

別添 3

名 称	位 置	管 轄 区 域
丘珠空港事務所	札幌市	北海道のうち札幌市、江別市及び石狩支庁管内
千歳空港事務所	千歳市	北海道のうち旭川市、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内、空知支庁管内、胆振支庁管内及び日高支庁管内
稚内空港事務所	稚内市	北海道のうち稚内市及び宗谷支庁管内
函館空港事務所	函館市	北海道のうち函館市、桧山支庁管内及び渡島支庁管内
釧路空港事務所	釧路市	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、十勝支庁管内、釧路支庁管内、根室支庁管内及び網走支庁管内
三沢空港事務所	三沢市	青森県
仙台空港事務所	名取市	岩手県、宮城県、秋田県、福島県
新東京空港事務所	成田市	茨城県、千葉県
東京空港事務所	東京都大田区	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都（調布空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
調布空港事務所	調布市	東京都のうち八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、清瀬市、狛江市、東久留米市、東大和市、武蔵村山市、稲城市、多摩市、秋川市及び西多摩郡
新潟空港事務所	新潟市	山形県、新潟県
小松空港事務所	小松市	富山県、石川県、福井県
名古屋空港事務所	愛知県西春日井郡豊山町	岐阜県、愛知県、三重県
八尾空港事務所	八尾市	大阪のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び南河内郡（航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあっては大阪市及び堺市のうち北緯34度35分36秒東経135度36分12秒の地点を中心とする半径9キロメートルの円内の部分を含む。）、奈良県
美保空港事務所	境港市	鳥取県、島根県
広島空港事務所	広島市	広島県、山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）

徳島空港事務所	徳島県 板野野郡 松茂町	徳島県
高松空港事務所	高松市	香川県
松山空港事務所	松山市	愛媛県
高知空港事務所	南国市	高知県
福岡空港事務所	福岡市	福岡県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、佐賀県、 長崎県のうち上県郡、下県郡及び壱岐郡
北九州 空港事務所	北九州市	山口県のうち下関市、宇部市、小野田市、長門市、美禰郡及び大津 郡福岡県のうち行橋市、豊前市、北九州市、京都郡及び築上郡
長崎空港事務所	大村市	長崎県（福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。）
熊本空港事務所	熊本県 上益城郡 益城町	熊本県
大分空港事務所	大分県 東国東郡 武蔵町	大分県
宮崎空港事務所	宮崎市	宮崎県
鹿児島 空港事務所	鹿児島県 始良郡 渡辺町	鹿児島県
那覇空港事務所	那覇市	沖縄県（下地島空港事務所の管轄に属する区域を除く。）
下地島 空港事務所	沖縄県 宮古郡 伊良部村	沖縄県宮古郡伊良部村

参照条文

○航空法（昭和27年法律第 231号）抄
（最低安全高度）

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行なう場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合はこの限りではない。

（捜索又は救助のための特例）

第81条の2 前3条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

○航空法施行規則（昭和27年運輸省令第 56号）抄
（最低安全高度）

第174条 法第81条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

- 1 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度
ロ 人又は、家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度
ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあつては、地表面又は水面から150メートル以上の高度

- 2 計器飛行方式により管制区又は管制圏を飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

（捜索又は救助のための特例）

第176条 法第81条の2の国土交通省令で定める航空機は次のとおりとする。

- 1 国土交通省、防衛庁、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
- 2 国土交通省の依頼により捜索又は救助を行う航空機

○自衛隊法（昭和29年法律第 165号）抄
（航空法等の適用除外）

第107条

- 4 航空法第60条から第64条まで、第76条、第76条の2、第79条から第81条まで、第82条第2項、第82条の2、第84条第2項、第88条、第91条、第92条（第1項第3号に係る部分に限る。）及び第99条の2第1項の規定は、第76条第1項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第79条から第81条までの規定は、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた場合又は第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第99条の2第1項に規定する行為については適用しない。

（参考）

自衛隊法第76条第1項	内閣総理大臣の命による防衛出動
自衛隊法第78条第1項	内閣総理大臣の命による治安出動
自衛隊法第81条第1項	都道府県知事の要請による治安出動
自衛隊法第83条第2項	災害派遣